

## 砺波市立庄川中学校 いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

### はじめに

いじめは、子供の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。学校においては、いじめを予防し、すべての子供たちが安心して生活し、共に学び合う環境を作ることが強く求められており、平成25年6月には国会において「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）が成立したほか、同10月には法に基づいて国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」という）、平成26年2月には「富山県いじめ防止基本方針」（以下「地方いじめ防止基本方針」という）が決定された。

本校においても、法および生徒指導提要（文部科学省）、地域基本方針、「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえて、全校体制でいじめの未然防止と早期解消に取り組むとともに、子供たちの絆づくりや居場所づくりに努めるために本方針を定める。

### 1 基本方針

- ・「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、全校体制でいじめの未然防止と早期解消に取り組むとともに、子供たちの絆づくりや居場所づくりに努める。

#### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条

### 2 基本的な考え方

- ・いじめは、子供の心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為である。
- ・いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうる。
- ・だれもが被害者にも加害者にもなりうる。
- ・子供は、いじめを行ってはならない。
- ・大人は、いじめを起こさせない。いじめられている子供を守らねばならない。
- ・すべての場所で、すべての人が「いじめを許さない」取組を行う。

### 3 いじめへの対応

#### (1) いじめの未然防止について

##### ① 全職員の共通理解

法や国の基本方針の他、「いじめの防止と解消のために」（富山県教育委員会）、「砺波市小中学校いじめ防止の手引き」等の主旨を全職員で共通理解し、一丸となっていじめの防止に努める。

## ② 校内研修の充実

いじめの防止等のための対策に関する資質の向上を図り、教職員の人権感覚を高めるための効果的な研修会を計画的に企画・実施する。その際は、全職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習等実践的な内容を積極的に取り入れるとともに、以下の資料等を参考に、客観的な見方や考え方が育つように留意する。

〈校内研修参考資料〉 生徒指導支援資料 「いじめのない学校づくり3」

国立教育政策研究所

## ③ いじめ防止対策のための委員会

ア 管理職、担当教職員、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者、その他関係者等からなる「拡大生徒指導委員会」（以下「委員会」という。詳細は後述）を設置し、校務分掌に位置付ける。

イ 委員会の構成員は校内生徒指導委員会（教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭）、校長、教務主任、特別支援教育コーディネーターに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援職員を加えて協議を行う。なお、臨時職員を協議に加える場合には内容を吟味し、生徒の個人情報外部に漏れることがないように留意する。

ウ 委員会は、原則として年3回（6月アンケート実施後、11月アンケート実施後、2月アンケート実施後）定期的に行うほか、必要に応じて校長が招集して行う。

## ④ 全教育活動を通じた指導

ア 生徒の豊かな情操と道徳心、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

イ いのちの教育や人権教育、他を思いやる心を育てるとともに、規範意識の醸成や生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動しようとする自律性を育むことを重視する。

ウ 生徒同士、また生徒と教師との信頼関係を育むために、多面的な生徒理解と自己有用感、自己存在感を味わわせる学級づくりを目指す。

エ いじめは二者関係だけで成立するのではなく、集団内の歪んだ人間関係の中で発生するもの（生徒指導提要 p133）だから、適切な学級集団づくりはいじめを防止するためには最も基本的な取組であることを十分に意識して学級運営にあたる。

オ 各教科の指導においては、正誤や結果ばかりを重視することなく、学習過程における考え方の形成に目を向け、互いの違いやよさを認め合うことができるような指導に心がける。

カ 適切な情報活用能力が養われるように、ネットモラル教育の充実を図る。

## (2) いじめの早期発見

### ① 日常的な生徒理解

教職員は、チェックリスト（「いじめの防止と解消のために」富山県教育委員会）を活用するなどして、小さなサインを見逃さないよう日常的な生徒理解に努める。授業時間だけでなく、朝・帰りの会や休み時間、給食・清掃の時間などにおける生徒の表情や言動、しぐさ、人間関係等の変化や違和感に気を配る。

### ② 教育相談週間

学期末に一定期間の教育相談週間を設けるなどして、教育相談体制の充実を図る。相談週間で把握した課題（いじめに限らず）について、いじめ防止委員会を含む校内生徒指導委員会や、全教員で行う特別な支援を必要とする生徒研修会等に報告をあげ、担当者の共通理解を図る。また、特にいじめに係る課題については、委員会に諮り、チームサポートを早期に開始できるようにする。

### ③ アンケート調査（V 資料「1 生徒アンケート」「2 保護者アンケート」参照）

各学期1回（6月、11月、2月）行う生徒への「学校生活アンケート」と「心の健康相談カード」、年2回の保護者への「いじめに関するアンケート」調査をもとに、実施後に必要な生徒に個別の教育相談を行うなど、きめ細やかな実態把握に努める。

### ④ 相談機能の充実

スクールカウンセラー、心の教室相談員の活用等により相談機能を充実し、生徒の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

## (3) いじめへの早期対応

### ① いじめ対応マニュアル

いじめが疑われる状況を把握した場合は、対応マニュアルに従って、的確な初期対応を行う。

### ② 初期対応

いじめが疑われる事案への対応について、関係職員が具体的に取り組む事柄と実際に行ったかどうかをチェックするとともに、管理職を含めた関係者がその取組状況を共有できるようにするためのシートを作成する。シートには職員の対応の他、保護者の応答なども記入することとし、取組状況の記録として保管する。また、データ化して蓄積することで、同一生徒にかかわる問題が繰り返し発生したり継続したりしていないか確認し、早期発見や未然防止の手立てとしても活用する。

### ③ 全校体制による対応

対応マニュアルに基づいて行動する場合でも、特定の教員だけで抱え込むことなく、情報をいじめ対策委員会で共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制で迅速かつ適切な対応を取ることができるようになる。

#### ④ 関係機関との連携

学校のみで解決することに固執せず、速やかに教育委員会に報告するとともに保護者に知らせ、適切な連携を図る。また、保護者等からの訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。

#### ⑤ 情報収集と情報保護

事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。また、把握した生徒等の個人情報については、安易に外部に伝わることがないように、その取扱いに十分留意する。

#### ⑥ 教育委員会への報告

教育委員会への報告は、発生時または発見時に直ちに略報で知らせ、その後は指導経過を含めて早期に書面で行い、また解決に至るまで継続する。また、警察等外部機関との連携が必要な場合など必要に応じて、教育委員会へ助言を仰ぎ、適切な支援を得ることができるようにする。

### (4) 再発防止

#### ① 継続的な指導と観察

同じ生徒が被害にあういじめが再発したり、ターゲットを変えていじめが続いたりすることを防ぐために、一旦、解決したと思われる場合でも、初期対応シートを利用しながら、十分に注意して継続的な観察を行い、必要な指導を行う。

#### ② 未然防止対策の見直しと強化（ナレッジマネジメント）

問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り見直すとともに、対処を通して得た知見を広く共有し、再発防止を目指す。

## 4 いじめ防止対策委員会

### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭。心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）、支援スタッフを加える。

### (2) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認。
- ・生徒アンケート、保護者アンケートの結果の検討。
- ・教職員の共通理解と意識啓発（いじめに関する校内研修の企画立案）。
- ・保護者、地域に対する情報発信、情報収集。
- ・いじめ事案への対応、相談窓口。

- ・学校基本方針、年間計画等の見直し。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。(法第28条1項)

### (2) 対処

法が定める重大事態に際しては、報告、対応、調査が遺漏なく行われるように、学校と教育委員会、関係諸機関が緊密に連携して取り組む。学校が主体になる場合は、調査等の迅速性が求められるため、いじめ防止対策推進法第22条の基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考える。教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「砺波市いじめ調査委員会」とし、構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験がある者とする。